高圧ガス保安協会手数料表

昭和62年5月1日　制定

令和5年12月21日　改定

高圧ガス保安協会

（認可手数料）

Ⅰ　高圧ガス保安協会業務方法書（以下「方法書」という。）第66条第１項に規定する手数料の額は、次のとおりとする。

（※の手数料は消費税込み。その他は非課税）

1．受講料

(1) 方法書第7条の高圧ガス製造保安係員等の講習

区分		手数料
イ．高圧ガス製造保安係員	書面申込みの場合	12,800 円
	インターネット申込みの場合	12,300 円
ロ．高圧ガス製造保安主任者	書面申込みの場合	17,000 円
	インターネット申込みの場合	16,500 円
ハ．高圧ガス製造保安企画推進員	書面申込みの場合	17,000 円
	インターネット申込みの場合	16,500 円

※(2) 方法書第8条の試験科目免除講習（検定料を含む。）

区分			手数料
イ．製造講習	甲種化学	書面申込みの場合	29,600 円
		インターネット申込みの場合	29,000 円
	乙種化学	書面申込みの場合	25,400 円
		インターネット申込みの場合	24,900 円
	丙種化学液石	書面申込みの場合	25,400 円
		インターネット申込みの場合	24,900 円
	丙種化学特別	書面申込みの場合	25,400 円
		インターネット申込みの場合	24,900 円
	甲種機械	書面申込みの場合	29,600 円
		インターネット申込みの場合	29,000 円
	乙種機械	書面申込みの場合	25,400 円
		インターネット申込みの場合	24,900 円
	第一種冷凍機械	書面申込みの場合	29,600 円
		インターネット申込みの場合	29,000 円
	第二種冷凍機械	書面申込みの場合	25,400 円
		インターネット申込みの場合	24,900 円
	第三種冷凍機械	書面申込みの場合	20,000 円
		インターネット申込みの場合	19,500 円
（ただし、乙種化学講習、丙種化学液石講習、丙種化学特別講習又は乙種機械講習を受ける者のうち、高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則第４条第２項の規定の適用を受けるものの受講料（検定料を含む。）については同額、第３項の規定の適用を受けるものの受講料（検定料を含む。）については、10,100 円とする。）			
ロ．販売講習	第一種販売	書面申込みの場合	17,200 円
		インターネット申込みの場合	16,700 円
	第二種販売	書面申込みの場合	17,200 円
		インターネット申込みの場合	16,700 円

(3) 方法書第9条の移動監視者講習（検定料を含む。）

区分	手数料
移動監視者講習	15,800 円
移動監視者講習（液化石油ガス）	14,900 円

(4) 方法書第10条の特定高圧ガス取扱主任者講習（検定料を含む）

区分	手数料
特定高圧ガス取扱主任者講習	14,600 円

(5) 方法書第11条の業務主任者講習

区分	手数料
業務主任者講習	5,600 円

(6) 方法書第12条の液化石油ガス設備士再講習

区分	手数料
液化石油ガス設備士再講習	5,800 円

(7) 方法書第13条の業務主任者の代理者講習(検定料を含む。)

区　　分	手　数　料
業務主任者の代理者講習	17,200 円

(8) 方法書第14条の充てん作業者再講習

区　　分	手　数　料
充てん作業者再講習	8,940 円

(9) 方法書第15条の液化石油ガス設備士の認定に係る講習

区　　分	手　数　料
液化石油ガス設備士の認定に係る講習	3,390 円

(10) 方法書第17条の保安業務員講習(検定料を含む。)

区　　分	手　数　料
保安業務員講習	15,100 円

(11) 方法書第18条の調査員講習(検定料を含む。)

区　　分	手　数　料
調査員講習	8,430 円

(12) 方法書第19条の充てん作業者講習

区　　分	手　数　料
イ. 座学（修了試験料を含む。）	17,800 円
ロ. 実習	31,900 円
ハ. 科目免除者（修了試験料を含む。）	14,200 円

(13) 方法書第57条の液化石油ガス設備士講習(筆記試験料を含む。)

区　　分	手　数　料
イ. 第１講習	128,400 円
ロ. 第２講習及び第３講習	15,800 円

(14) 方法書第57条第3項及び第4項の液化石油ガス設備士講習に係る修了試験

区　　分	手　数　料
技能試験（材料費を含む）	19,700 円

2. 国内検査等手数料

(1) 方法書第27条の完成検査

区　　分		手　数　料
イ. 高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造許可に係る完成検査	（イ）高圧ガス製造設備（（ロ）、（ハ）及び（ニ）を除く。）	
	処理容積10,000,000m^{3}以上の設備	391,200 円
	1,000,000m^{3}以上　10,000,000m^{3}未満	236,200 円
	500,000m^{3}以上　1,000,000m^{3}未満	152,700 円
	100,000m^{3}以上　500,000m^{3}未満	97,800 円
	25,000m^{3}以上　100,000m^{3}未満	76,300 円
	5,000m^{3}以上　25,000m^{3}未満	59,100 円
	1,000m^{3}以上　5,000m^{3}未満	46,200 円
	200m^{3}以上　1,000m^{3}未満	36,200 円
	100m^{3}以上　200m^{3}未満	19,800 円
	（ロ）高圧ガス製造設備（移動式製造設備のみのもの）	
	処理容積10,000,000m^{3}以上の設備	62,700 円
	5,000,000m^{3}以上　10,000,000m^{3}未満	51,300 円
	1,000,000m^{3}以上　5,000,000m^{3}未満	40,600 円
	500,000m^{3}以上　1,000,000m^{3}未満	29,100 円
	100,000m^{3}以上　500,000m^{3}未満	18,100 円
	25,000m^{3}以上　100,000m^{3}未満	14,200 円
	5,000m^{3}以上　25,000m^{3}未満	10,700 円
	1,000m^{3}以上　5,000m^{3}未満	8,770 円

	200m^{3}以上　1,000m^{3}未満 100m^{3}以上　200m^{3}未満	7,410 円 5,000 円
	（ハ）高圧ガス製造設備（冷凍のためのもの） 冷凍能力3,000ﾄﾝ以上の設備 1,000ﾄﾝ以上　3,000ﾄﾝ未満 300ﾄﾝ以上　1,000ﾄﾝ未満 100ﾄﾝ以上　300ﾄﾝ未満 20ﾄﾝ以上　100ﾄﾝ未満	 78,100 円 61,600 円 48,000 円 37,700 円 24,900 円
	（ニ）液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガス法に基づく完成検査を受け、技術上の基準に適合していると認められたもの	5,580 円
ロ.高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造施設等変更許可に係る完成検査	（イ）高圧ガス製造設備（（ロ）、（ハ）及び（ニ）を除く。） 変更後の処理容積が10,000,000m^{3}以上増加する場合 1,000,000m^{3}以上　10,000,000m^{3}未満 500,000m^{3}以上　1,000,000m^{3}未満 100,000m^{3}以上　500,000m^{3}未満 25,000m^{3}以上　100,000m^{3}未満 5,000m^{3}以上　25,000m^{3}未満 1,000m^{3}以上　5,000m^{3}未満 200m^{3}以上　1,000m^{3}未満 200m^{3}未満 その他の場合	 257,600 円 152,700 円 102,500 円 64,100 円 46,900 円 41,200 円 38,300 円 25,500 円 17,400 円 10,300 円
	（ロ）高圧ガス製造設備（移動式製造設備のみのもの） 変更後の処理容積が10,000,000m^{3}以上増加する場合 5,000,000m^{3}以上　10,000,000m^{3}未満 1,000,000m^{3}以上　5,000,000m^{3}未満 500,000m^{3}以上　1,000,000m^{3}未満 100,000m^{3}以上　500,000m^{3}未満 25,000m^{3}以上　100,000m^{3}未満 5,000m^{3}以上　25,000m^{3}未満 1,000m^{3}以上　5,000m^{3}未満 200m^{3}以上　1,000m^{3}未満 200m^{3}未満 その他の場合	 44,100 円 35,500 円 29,100 円 21,000 円 12,100 円 9,540 円 8,180 円 6,130 円 5,360 円 3,440 円 2,160 円
	（ハ）高圧ガス製造設備（冷凍のためのもの） 変更後の冷凍能力が3,000ﾄﾝ以上増加する場合 1,000ﾄﾝ以上　3,000ﾄﾝ未満 300ﾄﾝ以上　1,000ﾄﾝ未満 100ﾄﾝ以上　300ﾄﾝ未満 100ﾄﾝ未満 その他の場合	 48,600 円 43,500 円 38,500 円 26,200 円 20,500 円 11,000 円
	（ニ）液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガス法に基づく完成検査を受け、技術上の基準に適合していると認められたもの	5,580 円
ハ.高圧ガス保安法に基づく第一種貯蔵所設置許可に係る完成検査		16,600 円
ニ.高圧ガス保安法に基づく第一種貯蔵所位置等変更許可に係る完成検査	変更後の貯蔵容積が増加する場合 その他の場合	 9,320 円 7,190 円
ホ.液化石油ガス法に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の設置許可に係る完成検査		27,200 円に貯蔵施設又は特定供給設備（完成検査合格施設を除く。）の数を乗じて得た額と 5,320 円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額

ヘ. 液化石油ガス法に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の変更許可に係る完成検査	20,500 円に貯蔵施設又は特定供給設備（完成検査合格施設を除く。）の数を乗じて得た額と 5,320 円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
ト. 液化石油ガス法に基づく充てん設備の設置許可に係る完成検査	32,000 円に充てん設備の数を乗じて得た金額
チ. 液化石油ガス法に基づく充てん設備の変更許可に係る完成検査	23,400 円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た金額

(2) 方法書第27条の2の輸入検査

区　　分	手　数　料
イ. 容積1,000m^{3}以上（液化ガスにあっては、質量10ﾄﾝ以上）の高圧ガス	25,300 円
ロ. 容積300m^{3}以上 1,000m^{3}未満（液化ガスにあっては、質量3ﾄﾝ以上10ﾄﾝ未満）の高圧ガス	19,600 円
ハ. 容積300m^{3}未満（液化ガスにあっては、質量3ﾄﾝ未満）の高圧ガス	11,900 円

(3) 方法書第29条の保安検査

区　　分		手　数　料
イ. 高圧ガス製造設備（ロ及びハを除く。）	処理容積10,000,000m^{3}以上の設備	572,500 円
	1,000,000m^{3}以上　10,000,000m^{3}未満	345,800 円
	500,000m^{3}以上　1,000,000m^{3}未満	233,800 円
	100,000m^{3}以上　500,000m^{3}未満	140,700 円
	25,000m^{3}以上　100,000m^{3}未満	112,100 円
	5,000m^{3}以上　25,000m^{3}未満	88,200 円
	1,000m^{3}以上　5,000m^{3}未満	69,200 円
	200m^{3}以上　1,000m^{3}未満	54,900 円
	100m^{3}以上　200m^{3}未満	29,100 円
ロ. 高圧ガス製造設備（移動式のみのもの）	処理容積10,000,000m^{3}以上の設備	88,200 円
	5,000,000m^{3}以上　10,000,000m^{3}未満	74,000 円
	1,000,000m^{3}以上　5,000,000m^{3}未満	58,700 円
	500,000m^{3}以上　1,000,000m^{3}未満	42,500 円
	100,000m^{3}以上　500,000m^{3}未満	28,400 円
	25,000m^{3}以上　100,000m^{3}未満	20,300 円
	5,000m^{3}以上　25,000m^{3}未満	18,400 円
	1,000m^{3}以上　5,000m^{3}未満	13,800 円
	200m^{3}以上　1,000m^{3}未満	10,900 円
	100m^{3}以上　200m^{3}未満	7,110 円
ハ. 高圧ガス製造設備（冷凍のためのもの）	冷凍能力3,000ﾄﾝ以上の設備	115,100 円
	1,000ﾄﾝ以上　3,000ﾄﾝ未満	91,000 円
	300ﾄﾝ以上　1,000ﾄﾝ未満	72,800 円
	100ﾄﾝ以上　300ﾄﾝ未満	57,400 円
	20ﾄﾝ以上　100ﾄﾝ未満	40,100 円
	（ただし、会長が委嘱した者が実施する検査の手数料については、別に定める。）	
ニ. 液化石油ガス法に基づくもの		24,500 円

(4) 方法書第28条及び第30条の認定完成検査・保安検査実施者の認定に係る調査

区　　分	手　数　料
イ. 完成検査実施者の認定に係る調査	1,998,000 円
施設の追加	851,200 円
ロ. 保安検査実施者の認定に係る調査（連続運転）	2,743,000 円
施設の追加	1,224,000 円
ハ. 保安検査実施者の認定に係る調査（停止）	2,408,000 円
施設の追加	1,037,000 円
ニ. イ＋ロの調査	3,641,000 円
ホ. イ＋ハの調査	3,305,000 円
ヘ. ロ＋ハの調査	3,819,000 円
ト. イ＋ロ＋ハの調査	4,387,000 円

(5) 方法書第33条の容器検査及び容器再検査

Ａ 次に掲げる容器検査

①「容器保安規則の機能性基準の運用について」の別表第２に掲げる例示基準に基づく容器検査

②方法書第3条の2の審査の結果（公開されたものを含む。）に基づき、容器規則に規定する性能基準に適合していることが確認された詳細基準に基づく容器検査

③方法書第50条の2第1項及び第2項の事前評価の結果に基づき、かつ、公正、公平及び公開を重視した手続を経て、策定された詳細基準に基づく容器検査

④方法書第50条の2第2項の公開を目的とした事前評価の結果に基づき、容器規則に規定する性能基準に適合していることが確認された詳細基準に基づく容器検査

⑤方法書第50条の2第1項の事前評価を受けて容器規則に規定する性能基準に適合していることが確認された詳細基準に基づく容器検査

区分		手数料（１個につき）
イ. 温度零下50度以下の液化ガスを充てんするための容器検査	内容積1,000㍑以上の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　10個目まで	１個につき 14,300 円に 1,000㍑又はその端数を増すごとに 1,530 円を加算した額
	11個目から　50個目まで	１個につき 4,260 円に 1,000㍑又はその端数を増すごとに 460 円を加算した額
	51個目から	１個につき 2,140 円に 1,000㍑又はその端数を増すごとに 232 円を加算した額
	500㍑以上1,000㍑未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　10個目まで	14,300 円
	11個目から　50個目まで	4,260 円
	51個目から	2,140 円
	500㍑未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　10個目まで	6,040 円
	11個目から　50個目まで	1,960 円
	51個目から	972 円
ロ. 繊維強化プラスチック複合容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器検査及び圧縮水素自動車燃料装置用容器（イを除く。）	内容積150㍑以上の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　100個目まで	１個につき 288 円に10㍑又はその端数を増すごとに 53 円を加算した額
	101個目から　200個目まで	256 円
	201個目から　400個目まで	155 円
	401個目から　600個目まで	102 円
	601個目から	81 円
	30㍑以上150㍑未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　100個目まで	288 円
	101個目から　200個目まで	256 円
	201個目から　400個目まで	155 円
	401個目から　600個目まで	102 円
	601個目から	81 円
	5㍑以上30㍑未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　100個目まで	242 円
	101個目から　200個目まで	215 円
	201個目から　400個目まで	122 円
	401個目から　600個目まで	84 円
	601個目から	68 円
	1㍑以上5㍑未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	

	1個目から　100個目まで	173 円
	101個目から　200個目まで	142 円
	201個目から　400個目まで	86 円
	401個目から　600個目まで	59 円
	601個目から	43 円
	1㍑未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　100個目まで	136 円
	101個目から　200個目まで	119 円
	201個目から　400個目まで	74 円
	401個目から　600個目まで	48 円
	601個目から	37 円
ハ.高強度鋼容器検査 （イ又はロを除く。）	内容積30㍑以上の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　100個目まで	１個につき 208 円に10㍑又はその端数を増すごとに 3 円を加算した額
	101個目から　200個目まで	176 円
	201個目から　400個目まで	108 円
	401個目から　600個目まで	70 円
	601個目から	61 円
	5㍑以上30㍑未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　100個目まで	208 円
	101個目から　200個目まで	176 円
	201個目から　400個目まで	108 円
	401個目から　600個目まで	70 円
	601個目から	61 円
	1㍑以上5㍑未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　100個目まで	145 円
	101個目から　200個目まで	127 円
	201個目から　400個目まで	80 円
	401個目から　600個目まで	54 円
	601個目から	38 円
	1㍑未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　100個目まで	124 円
	101個目から　200個目まで	116 円
	201個目から　400個目まで	64 円
	401個目から　600個目まで	44 円
	601個目から	34 円
ニ.イ～ハ以外の継目なし容器検査	内容積1,000㍑以上の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　10個目まで	１個につき 6,590 円に 1,000㍑又はその端数を増すごとに 362 円を加算した額
	11個目から　50個目まで	１個につき 1,950 円に 1,000㍑又はその端数を増すごとに 112 円を加算した額
	51個目から	１個につき 974 円に 1,000㍑又はその端数を増すごとに 55 円を加算した額
	500㍑以上 1,000㍑未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　10個目まで	6,590 円
	11個目から　50個目まで	1,950 円
	51個目から	974 円
	150㍑以上　500㍑未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　100個目まで	756 円

	101個目から　200個目まで	721 円
	201個目から　400個目まで	429 円
	401個目から　600個目まで	289 円
	601個目から	231 円
	30㍑以上　150㍑未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　100個目まで	192 円
	101個目から　200個目まで	171 円
	201個目から　400個目まで	102 円
	401個目から　600個目まで	70 円
	601個目から	55 円
	5㍑以上　30㍑未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　100個目まで	153 円
	101個目から　200個目まで	123 円
	201個目から　400個目まで	72 円
	401個目から　600個目まで	47 円
	601個目から	37 円
	1㍑以上　5㍑未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　100個目まで	95 円
	101個目から　200個目まで	80 円
	201個目から　400個目まで	64 円
	401個目から　600個目まで	43 円
	601個目から	28 円
	1㍑未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　100個目まで	74 円
	101個目から　200個目まで	69 円
	201個目から　400個目まで	48 円
	401個目から　600個目まで	34 円
	601個目から	24 円
ホ. イ～ハ以外の溶接容器及びその他の容器検査	内容積1,000㍑以上の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　10個目まで	１個につき 6,590 円に 1,000㍑又はその端数を増すごとに 362 円を加算した額
	11個目から　50個目まで	１個につき 1,950 円に 1,000㍑又はその端数を増すごとに 112 円を加算した額
	51個目から	１個につき 974 円に 1,000㍑又はその端数を増すごとに 55 円を加算した額
	500㍑以上 1,000㍑未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　10個目まで	6,590 円
	11個目から　50個目まで	1,950 円
	51個目から	974 円
	150㍑以上　500㍑未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　100個目まで	756 円
	101個目から　200個目まで	714 円
	201個目から　400個目まで	586 円
	401個目から　600個目まで	292 円
	601個目から	146 円
	30㍑以上　150㍑未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　100個目まで	192 円
	101個目から　200個目まで	108 円
	201個目から　400個目まで	79 円
	401個目から　600個目まで	39 円

	601個目から	20 円
	5㍑以上　30㍑未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　100個目まで	153 円
	101個目から　200個目まで	78 円
	201個目から　400個目まで	60 円
	401個目から　600個目まで	28 円
	601個目から	14 円
	1㍑以上　5㍑未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　100個目まで	95 円
	101個目から　200個目まで	48 円
	201個目から　400個目まで	37 円
	401個目から　600個目まで	19 円
	601個目から	10 円
	1㍑未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　100個目まで	74 円
	101個目から　200個目まで	38 円
	201個目から　400個目まで	28 円
	401個目から　600個目まで	14 円
	601個目から	8 円

B　A以外の容器検査

区　　分	手　数　料
A以外の容器検査	Aに掲げる額に業務方法書第50条の2の容器等の基準・規格に係る事前評価の手数料額を加算した額

C　容器再検査

区　　分		手数料（1個につき）
イ. 温度零下50度以下の液化ガスを充てんするための容器再検査	内容積1,000㍑以上の容器	1個につき 14,300 円に 1,000㍑又はその端数を増すごとに 1,530 円を加算した額
	500㍑以上　1,000㍑未満の容器	14,300 円
	500㍑未満の容器	6,040 円
ロ. 繊維強化プラスチック複合容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器再検査及び圧縮水素自動車燃料装置用容器（イを除く。）	内容積150㍑以上の容器	1個につき 288 円に10㍑又はその端数を増すごとに 53 円を加算した額
	30㍑以上　150㍑未満の容器	288 円
	5㍑以上　30㍑未満の容器	242 円
	1㍑以上　5㍑未満の容器	173 円
	1㍑未満の容器	136 円
ハ. 高強度鋼容器再検査（イ又はロを除く。）	内容積30㍑以上の容器	1個につき 208 円に10㍑又はその端数を増すごとに 3 円を加算した額
	5㍑以上　30㍑未満の容器	208 円
	1㍑以上　5㍑未満の容器	145 円
	1㍑未満の容器	124 円
ニ. イ～ハ以外の継目なし容器再検査	内容積1,000㍑以上の容器	1個につき 6,590 円に 1,000㍑又はその端数を増すごとに 362 円を加算した額
	500㍑以上　1,000㍑未満の容器	6,590 円
	150㍑以上　500㍑未満の容器	756 円
	30㍑以上　150㍑未満の容器	192 円
	5㍑以上　30㍑未満の容器	153 円
	1㍑以上　5㍑未満の容器	95 円
	1㍑未満の容器	74 円
ホ. イ～ハ以外の溶接容器及びその他の容器再検査	内容積1,000㍑以上の容器	1個につき 6,590 円に 1,000㍑又はその端数を増すごとに 362 円を加算した額

	500㍑以上　1,000㍑未満の容器	6,590 円
	150㍑以上　500㍑未満の容器	756 円
	30㍑以上　150㍑未満の容器	192 円
	5㍑以上　30㍑未満の容器	153 円
	1㍑以上　5㍑未満の容器	95 円
	1㍑未満の容器	74 円

(6) 方法書第34条の容器製造業者の登録に係る調査

区　分	手　数　料
イ. 新規・更新	１件につき 60,000 円に区分の数を乗じた額及び 729,900 円の合計額
ロ. 区分追加	１件につき 60,000 円に区分の数を乗じた額及び 176,900 円の合計額

(7) 方法書第35条の容器の型式承認の試験

区　分	手　数　料
容器の型式承認の試験	141,500 円

(8) 方法書第36条の附属品検査及び附属品再検査

Ａ 次に掲げる附属品検査

① 「容器保安規則の機能性基準の運用について」の別表第２に掲げる例示基準に基づく附属品検査

② 方法書第3条の2の審査の結果（公開されたものを含む。）に基づき、容器規則に規定する性能基準に適合していることが確認された詳細基準に基づく附属品検査

③ 方法書第50条の2第1項及び第2項の事前評価の結果に基づき、かつ、公正、公平及び公開を重視した手続を経て、策定された詳細基準に基づく附属品検査

④ 方法書第50条の2第2項の公開を目的とした事前評価の結果に基づき、容器規則に規定する性能基準に適合していることが確認された詳細基準に基づく附属品検査

⑤ 方法書第50条の2第1項の事前評価を受けて容器規則に規定する性能基準に適合していることが確認された詳細基準に基づく附属品検査

区　分		手数料（１個につき）
イ. ロ以外の容器の附属品検査	内容積1,000㍑以上の容器の附属品	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　50個目まで	1,000 円
	51個目から　100個目まで	576 円
	101個目から　150個目まで	285 円
	151個目から	94 円
	500㍑以上 1,000㍑未満の容器の附属品	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　50個目まで	488 円
	51個目から　100個目まで	289 円
	101個目から　150個目まで	144 円
	151個目から	47 円
	500㍑未満の容器の附属品	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　1,000個目まで	17 円
	1,001個目から　5,000個目まで	10 円
	5,001個目から 10,000個目まで	5 円
	10,001個目から	4 円
ロ. 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器の附属品検査	内容積150㍑以上の容器の附属品	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　5,000個目まで	29 円
	5,001個目から 10,000個目まで	15 円
	10,001個目から	10 円
	150㍑未満の容器の附属品	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から 5,000個目まで	19 円
	5,001個目から10,000個目まで	12 円
	10,001個目から	7 円

Ｂ Ａ以外の附属品検査

区　　分	手　数　料
Ａ以外の附属品検査	Ａに掲げる額に業務方法書第50条の2の容器等の基準・規格に係る事前評価の手数料額を加算した額

Ｃ 附属品再検査

区　　分		手数料（１個につき）
イ．ロ以外の容器の附属品再検査	内容積1,000㍑以上の容器の附属品	1,000 円
	500㍑以上 1,000㍑未満の容器の附属品	488 円
	500㍑未満の容器の附属品	17 円
ロ．圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器の附属品再検査	内容積150㍑以上の容器の附属品	29 円
	150㍑未満の容器の附属品	19 円

(9) 方法書第37条の附属品製造業者の登録に係る調査

区　　分	手　数　料
イ．新規・更新	１件につき 60,000 円に区分の数を乗じた額及び 729,900 円の合計額
ロ．区分追加	１件につき 60,000 円に区分の数を乗じた額及び 176,900 円の合計額

(10) 方法書第38条の附属品の型式承認の試験

区　　分	手　数　料
附属品の型式承認の試験	111,500 円

(11) 方法書第39条の特定設備検査

Ａ 次に掲げる特定設備検査

① 「特定設備検査規則の機能性基準の運用について」の別表第２に掲げる例示基準に基づく特定設備検査

② 方法書第3条の2の審査の結果（公開されたものを含む。）に基づき、特定設備検査規則に規定する性能基準に適合していることが確認された詳細基準に基づく特定設備検査

③ 方法書第50条の2第1項及び第2項の事前評価の結果に基づき、かつ、公正、公平及び公開を重視した手続を経て、策定された詳細基準に基づく特定設備検査

④ 方法書第50条の2第2項の公開を目的とした事前評価の結果に基づき、特定設備検査規則に規定する性能基準に適合していることが確認された詳細基準に基づく特定設備検査

⑤ 方法書第50条の2第1項の事前評価を受けて特定設備検査規則に規定する性能基準に適合していることが確認された詳細基準に基づく特定設備検査

区　　分		手数料（１基につき）
イ．ロ～ト以外の特定設備	内容積100,000m³以上の特定設備	523,000 円
	50,000m³以上 100,000m³未満	456,300 円
	25,000m³以上 50,000m³未満	393,500 円
	10,000m³以上 25,000m³未満	327,200 円
	5,000m³以上 10,000m³未満	271,400 円
	1,000m³以上 5,000m³未満	219,400 円
	500m³以上 1,000m³未満	159,600 円
	100m³以上 500m³未満	115,000 円
	10m³以上 100m³未満	77,200 円
	1m³以上 10m³未満	47,800 円
	100㍑以上 1m³未満	33,200 円
	10㍑以上 100㍑未満	30,800 円
	10㍑未満	20,000 円
ロ．構成する部品点数が１である特定設備	内容積1m³以上10m³未満の特定設備	26,700 円
	100㍑以上 1m³未満	23,100 円
	10㍑以上 100㍑未満	20,800 円
	10㍑未満	17,100 円
ハ．バルク貯槽の特定設備	内容積1m³以上10m³未満の特定設備	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、１基目から５基目まで	22,700 円

	６基目から10基目まで 11基目から 100ﾘｯﾄﾙ以上 1m^{3}未満の特定設備 同一日に検査を行う申請数量のうち、 １基目から５基目まで ６基目から10基目まで 11基目から	10,600 円 6,560 円 15,300 円 7,500 円 3,490 円
ニ. 岩盤貯槽の特定設備（ホを除く。）	内容積800,000m^{3}以上の特定設備 500,000m^{3}以上 800,000m^{3}未満 200,000m^{3}以上 500,000m^{3}未満 200,000m^{3}未満	14,929,000 円 13,920,000 円 12,499,000 円 10,857,000 円
ホ. 鋼製ライニング式岩盤貯槽の特定設備	内容積500m^{3}以上 1,000m^{3}未満の特定設備 500m^{3}未満	2,371,000 円 2,028,000 円
ヘ. 製造工程制限検査の特定設備（トを除く。）	内容積100,000m^{3}以上の特定設備 50,000m^{3}以上 100,000m^{3}未満 25,000m^{3}以上 50,000m^{3}未満 10,000m^{3}以上 25,000m^{3}未満 5,000m^{3}以上 10,000m^{3}未満 1,000m^{3}以上 5,000m^{3}未満 500m^{3}以上 1,000m^{3}未満 100m^{3}以上 500m^{3}未満 10m^{3}以上 100m^{3}未満 1m^{3}以上 10m^{3}未満 1m^{3}未満	101,500 円に工程の数を乗じた額及び 15,300 円の合計額 88,100 円に工程の数を乗じた額及び 15,300 円の合計額 75,600 円に工程の数を乗じた額及び 15,300 円の合計額 62,100 円に工程の数を乗じた額及び 15,300 円の合計額 51,500 円に工程の数を乗じた額及び 13,300 円の合計額 41,200 円に工程の数を乗じた額及び 13,300 円の合計額 30,100 円に工程の数を乗じた額及び 9,530 円の合計額 21,800 円に工程の数を乗じた額及び 5,690 円の合計額 14,500 円に工程の数を乗じた額及び 3,810 円の合計額 8,930 円に工程の数を乗じた額及び 2,960 円の合計額 6,050 円に工程の数を乗じた額及び 1,420 円の合計額
ト. 製造工程制限検査の特定設備（構成する部品点数が１であるものに限る。）	内容積1m^{3}以上10m^{3}未満の特定設備 1m^{3}未満	6,440 円に工程の数を乗じた額及び 1,020 円の合計額 5,590 円に工程の数を乗じた額及び 1,020 円の合計額

Ｂ Ａ以外の特定設備検査

区　　分	手　数　料
Ａ以外の特定設備検査	Ａに掲げる額に業務方法書第50条の2の容器等の基準・規格に係る事前評価の手数料額を加算した額

(12) 方法書第40条の特定設備製造業者の登録に係る調査

区　　分	手　数　料
イ. 新規・更新	１件につき 62,000 円に区分の数を乗じた額及び 740,200 円の合計額
ロ. 区分追加	１件につき 62,000 円に区分の数を乗じた額及び 178,100 円の合計額

３. 国内認定手数料

(1) 方法書第42条の指定設備の認定

区　　分		手数料（設備毎）
イ. ユニット型冷凍装置	冷凍能力3,000ﾄﾝ以上の設備	185,500 円
	1,000ﾄﾝ以上 3,000ﾄﾝ未満	143,800 円
	300ﾄﾝ以上 1,000ﾄﾝ未満	114,200 円
	100ﾄﾝ以上 300ﾄﾝ未満	94,100 円
	20ﾄﾝ以上 100ﾄﾝ未満	65,900 円

ロ. 窒素製造用空気分離装置	処理容積10,000,000m^{3}以上の設備	933,500 円
	1,000,000m^{3}以上　10,000,000m^{3}未満	559,200 円
	500,000m^{3}以上　1,000,000m^{3}未満	371,300 円
	100,000m^{3}以上　500,000m^{3}未満	236,600 円
	25,000m^{3}以上　100,000m^{3}未満	183,800 円
	5,000m^{3}以上　25,000m^{3}未満	147,100 円
	1,000m^{3}以上　5,000m^{3}未満	113,600 円
	200m^{3}以上　1,000m^{3}未満	92,300 円
	100m^{3}以上　200m^{3}未満	55,100 円

(2)方法書第42条の2の認定指定設備の移設等に係る調査

区分		手数料（設備毎）
イ. ユニット型冷凍装置	冷凍能力3,000ﾄﾝ以上の設備	67,200 円
	1,000ﾄﾝ以上　3,000ﾄﾝ未満	61,100 円
	300ﾄﾝ以上　1,000ﾄﾝ未満	56,500 円
	100ﾄﾝ以上　300ﾄﾝ未満	48,800 円
	20ﾄﾝ以上　100ﾄﾝ未満	40,300 円
ロ. 窒素製造用空気分離装置	処理容積10,000,000m^{3}以上の設備	690,300 円
	1,000,000m^{3}以上　10,000,000m^{3}未満	414,300 円
	500,000m^{3}以上　1,000,000m^{3}未満	278,100 円
	100,000m^{3}以上　500,000m^{3}未満	180,300 円
	25,000m^{3}以上　100,000m^{3}未満	141,600 円
	5,000m^{3}以上　25,000m^{3}未満	113,900 円
	1,000m^{3}以上　5,000m^{3}未満	90,100 円
	200m^{3}以上　1,000m^{3}未満	74,500 円
	100m^{3}以上　200m^{3}未満	46,800 円

(3)方法書第42条の3の認定指定設備の交換に係る調査

区分		手数料（設備毎）
窒素製造用空気分離装置	処理容積10,000,000m^{3}以上の設備	357,600 円
	1,000,000m^{3}以上　10,000,000m^{3}未満	212,400 円
	500,000m^{3}以上　1,000,000m^{3}未満	168,800 円
	100,000m^{3}以上　500,000m^{3}未満	125,100 円
	25,000m^{3}以上　100,000m^{3}未満	91,400 円
	5,000m^{3}以上　25,000m^{3}未満	78,400 円
	1,000m^{3}以上　5,000m^{3}未満	64,100 円
	200m^{3}以上　1,000m^{3}未満	51,500 円
	100m^{3}以上　200m^{3}未満	44,000 円

4. 機器の試験等手数料

(1) 方法書第31条の機器の試験

区分		手数料（１個につき）
イ. 第31条第3項の耐圧試験及び第4項の気密試験（強度試験を除く。）	（イ）圧縮機等	
	冷凍能力20ﾄﾝ以上	8,590 円
	冷凍能力20ﾄﾝ未満	6,290 円
	（ロ）圧力容器	
	容積 1,000ﾘｯﾄﾙ以上	8,590 円
	容積 1,000ﾘｯﾄﾙ未満	6,290 円
ロ. 第31条第3項の強度試験		機器の部品１個につき
		11,400 円
ハ. 第31条第5項の気密試験	冷凍能力300ﾄﾝ以上の機器	29,700 円
	100ﾄﾝ以上　300ﾄﾝ未満の機器	26,500 円
	20ﾄﾝ以上　100ﾄﾝ未満の機器	24,200 円
	20ﾄﾝ未満の機器	21,900 円
	（ただし、設備変更の場合であって、冷凍能力が増加しないものにあっては、冷凍能力にかかわらず機器１個につき 21,900 円とする。）	
ニ. 第31条第6項の材料試験、溶接部試験、耐圧試験及び気密試験	（イ）圧縮機等	8,590 円
	（ロ）冷媒設備に係る容器	26,500 円

ホ. 第31条第6項の強度試験適用承認		機器の部品１件につき
	5,000個以上	32,100 円
	1,000個以上　5,000個未満	28,600 円
	500個以上　1,000個未満	25,100 円
	500個未満	21,300 円
ヘ. 第31条第6項に基づく溶接施工法の承認		43,300 円
	（ただし、合格した形式の有効期間内に同一形式を追加申請する場合にあっては、23,200円とする。）	
ト. 第31条第7項の試験		機器の部品１個につき
		6,290 円

５. 外国検査、認定等手数料

次に掲げる手数料の額に、92,800 円（東南アジア(タイ以東)・東アジア地域にあっては 46,400 円）に出張回数を乗じて得られた額及び当該検査等をするため職員１人が当該申請に係る工場又は事業場の所在地に出張するとした場合に当協会旅費規程の規定により支給すべきこととなる旅費の額（以下「旅費等」という。）を加算した額とする。

ただし、容器・附属品の型式承認の試験、特定設備検査及び指定設備の認定において、同一の申請者に係る申請であって申請に係る設備等の数量が2以上であり、かつ、その出張で2以上の数量の設備等の検査等が実施できる場合にあっては、それぞれの手数料を合算して得られた額に旅費等を加算した額とする。

(1) 方法書第33条の容器検査

Ａ 次に掲げる容器検査

① 「容器保安規則の機能性基準の運用について」の別表第２に掲げる例示基準に基づく容器検査

② 方法書第3条の2の審査の結果（公開されたものを含む。）に基づき、容器規則に規定する性能基準に適合していることが確認された詳細基準に基づく容器検査

③ 方法書第50条の2第1項及び第2項の事前評価の結果に基づき、かつ、公正、公平及び公開を重視した手続を経て、策定された詳細基準に基づく容器検査

④ 方法書第50条の2第2項の公開を目的とした事前評価の結果に基づき、容器規則に規定する性能基準に適合していることが確認された詳細基準に基づく容器検査

⑤ 方法書第50条の2第1項の事前評価を受けて容器規則に規定する性能基準に適合していることが確認された詳細基準に基づく容器検査

区分		手数料（１個につき）
イ. 温度零下50度以下の液化ガスを充てんするための容器検査	内容積1,000㍑以上の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　10個目まで	１個につき 13,700 円に 1,000㍑又はその端数を増すごとに 1,530 円を加算した額
	11個目から　50個目まで	１個につき 3,590 円に 1,000㍑又はその端数を増すごとに 460 円を加算した額
	51個目から	１個につき 1,460 円に 1,000㍑又はその端数を増すごとに 232 円を加算した額
	500㍑以上1,000㍑未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　10個目まで	13,700 円
	11個目から　50個目まで	3,590 円
	51個目から	1,460 円
	500㍑未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　10個目まで	5,730 円
	11個目から　50個目まで	1,650 円
	51個目から	662 円
ロ. 繊維強化プラスチック複合容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器検査及び圧縮水素自動車燃料装置用容器（イを除く。）	内容積150㍑以上の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　100個目まで	１個につき 275 円に10㍑又はその端数を増すごとに 53 円を加算した額
	101個目から　200個目まで	244 円

	201個目から　400個目まで	143 円
	401個目から　600個目まで	90 円
	601個目から	69 円
	30㍑以上150㍑未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　100個目まで	275 円
	101個目から　200個目まで	244 円
	201個目から　400個目まで	143 円
	401個目から　600個目まで	90 円
	601個目から	69 円
	5㍑以上30㍑未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　100個目まで	234 円
	101個目から　200個目まで	207 円
	201個目から　400個目まで	114 円
	401個目から　600個目まで	76 円
	601個目から	60 円
	1㍑以上5㍑未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　100個目まで	167 円
	101個目から　200個目まで	135 円
	201個目から　400個目まで	80 円
	401個目から　600個目まで	53 円
	601個目から	37 円
	1㍑未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　100個目まで	131 円
	101個目から　200個目まで	114 円
	201個目から　400個目まで	69 円
	401個目から　600個目まで	43 円
	601個目から	32 円
ハ.高強度鋼容器検査 （イ又はロを除く。）	内容積30㍑以上の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　100個目まで	１個につき 196 円に10㍑又はその端数を増すごとに 3 円を加算した額
	101個目から　200個目まで	163 円
	201個目から　400個目まで	95 円
	401個目から　600個目まで	58 円
	601個目から	48 円
	5㍑以上30㍑未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　100個目まで	196 円
	101個目から　200個目まで	163 円
	201個目から　400個目まで	95 円
	401個目から　600個目まで	58 円
	601個目から	48 円
	1㍑以上5㍑未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　100個目まで	139 円
	101個目から　200個目まで	121 円
	201個目から　400個目まで	74 円
	401個目から　600個目まで	47 円
	601個目から	32 円
	1㍑未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　100個目まで	119 円
	101個目から　200個目まで	111 円
	201個目から　400個目まで	59 円
	401個目から　600個目まで	39 円
	601個目から	29 円

ニ.イ～ハ以外の継目なし容器検査	内容積1,000㍑以上の容器 同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から　10個目まで 11個目から　50個目まで 51個目から 500㍑以上 1,000㍑未満の容器 同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から　10個目まで 11個目から　50個目まで 51個目から 150㍑以上　500㍑未満の容器 同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から　100個目まで 101個目から　200個目まで 201個目から　400個目まで 401個目から　600個目まで 601個目から 30㍑以上　150㍑未満の容器 同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から　100個目まで 101個目から　200個目まで 201個目から　400個目まで 401個目から　600個目まで 601個目から 5㍑以上　30㍑未満の容器 同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から　100個目まで 101個目から　200個目まで 201個目から　400個目まで 401個目から　600個目まで 601個目から 1㍑以上　5㍑未満の容器 同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から　100個目まで 101個目から　200個目まで 201個目から　400個目まで 401個目から　600個目まで 601個目から 1㍑未満の容器 同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から　100個目まで 101個目から　200個目まで 201個目から　400個目まで 401個目から　600個目まで 601個目から	 １個につき 6,140 円に 1,000㍑又はその端数を増すごとに 362 円を加算した額 １個につき 1,500 円に 1,000㍑又はその端数を増すごとに 112 円を加算した額 １個につき 522 円に 1,000㍑又はその端数を増すごとに 55 円を加算した額 6,140 円 1,500 円 522 円 731 円 696 円 404 円 264 円 206 円 180 円 158 円 90 円 58 円 42 円 145 円 114 円 63 円 38 円 29 円 89 円 74 円 58 円 37 円 22 円 69 円 64 円 43 円 29 円 19 円
ホ.イ～ハ以外の溶接容器及びその他の容器検査	内容積1,000㍑以上の容器 同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から　10個目まで 11個目から　50個目まで	 １個につき 6,140 円に 1,000㍑又はその端数を増すごとに 362 円を加算した額 １個につき 1,500 円に 1,000㍑又はその端数を増すごとに 112 円を加算した額

	51個目から	１個につき 522 円に 1,000㍑又はその端数を増すごとに 55 円を加算した額
	500㍑以上 1,000㍑未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　10個目まで	6,140 円
	11個目から　50個目まで	1,500 円
	51個目から	522 円
	150㍑以上　500㍑未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　100個目まで	731 円
	101個目から　200個目まで	689 円
	201個目から　400個目まで	561 円
	401個目から　600個目まで	267 円
	601個目から	121 円
	30㍑以上　150㍑未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　100個目まで	180 円
	101個目から　200個目まで	95 円
	201個目から　400個目まで	66 円
	401個目から　600個目まで	27 円
	601個目から	8 円
	5㍑以上　30㍑未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　100個目まで	145 円
	101個目から　200個目まで	69 円
	201個目から　400個目まで	51 円
	401個目から　600個目まで	20 円
	601個目から	6 円
	1㍑以上　5㍑未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　100個目まで	89 円
	101個目から　200個目まで	41 円
	201個目から　400個目まで	31 円
	401個目から　600個目まで	12 円
	601個目から	4 円
	1㍑未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　100個目まで	69 円
	101個目から　200個目まで	33 円
	201個目から　400個目まで	23 円
	401個目から　600個目まで	9 円
	601個目から	3 円

Ｂ　Ａ以外の容器検査

区　　分	手　数　料
Ａ以外の容器検査	Ａに掲げる額に業務方法書第50条の2の容器等の基準・規格に係る事前評価の手数料額を加算した額

(2) 方法書第34条の容器製造業者の登録に係る調査

区　　分	手　数　料
イ. 新規・更新	１件につき 60,000 円に区分の数を乗じた額及び 665,200 円の合計額
ロ. 区分追加	１件につき 60,000 円に区分の数を乗じた額及び 154,200 円の合計額

(3) 方法書第35条の容器の型式承認の試験

区　　分	手　数　料
容器の型式承認の試験	116,900 円

(4) 方法書第37条の附属品製造業者の登録に係る調査

区　　分	手　数　料
イ. 新規・更新	１件につき 60,000 円に区分の数を乗じた額及び 665,200 円の合計額
ロ. 区分追加	１件につき 60,000 円に区分の数を乗じた額及び 154,200 円の合計額

(5) 方法書第38条の附属品の型式承認の試験

区　　分	手　数　料
附属品の型式承認の試験	86,900 円

(6) 方法書第39条の特定設備検査

Ａ 次に掲げる特定設備検査

① 「特定設備検査規則の機能性基準の運用について」の別表第２に掲げる例示基準に基づく特定設備検査

② 方法書第3条の2の審査の結果（公開されたものを含む。）に基づき、特定設備検査規則に規定する性能基準に適合していることが確認された詳細基準に基づく特定設備検査

③ 方法書第50条の2第1項及び第2項の事前評価の結果に基づき、かつ、公正、公平及び公開を重視した手続を経て、策定された詳細基準に基づく特定設備検査

④ 方法書第50条の2第2項の公開を目的とした事前評価の結果に基づき、特定設備検査規則に規定する性能基準に適合していることが確認された詳細基準に基づく特定設備検査

⑤ 方法書第50条の2第1項の事前評価を受けて特定設備検査規則に規定する性能基準に適合していることが確認された詳細基準に基づく特定設備検査

区　　分		手数料（１基につき）
イ. ロ～ホ以外の特定設備	内容積100,000m^{3}以上の特定設備	315,500 円
	50,000m^{3}以上　100,000m^{3}未満	273,200 円
	25,000m^{3}以上　50,000m^{3}未満	235,100 円
	10,000m^{3}以上　25,000m^{3}未満	193,100 円
	5,000m^{3}以上　10,000m^{3}未満	160,100 円
	1,000m^{3}以上　5,000m^{3}未満	130,300 円
	500m^{3}以上　1,000m^{3}未満	92,800 円
	100m^{3}以上　500m^{3}未満	66,000 円
	10m^{3}以上　100m^{3}未満	40,600 円
	1m^{3}以上　10m^{3}未満	23,300 円
	100㍑以上　1m^{3}未満	12,900 円
	10㍑以上　100㍑未満	8,930 円
	10㍑未満	6,970 円
ロ. 構成する部品点数が１である特定設備	内容積1m^{3}以上10m^{3}未満の特定設備	15,000 円
	100㍑以上　1m^{3}未満	11,600 円
	10㍑以上　100㍑未満	9,160 円
	10㍑未満	5,400 円
ハ. バルク貯槽の特定設備	内容積1m^{3}以上10m^{3}未満の特定設備	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	１基目から５基目まで	12,000 円
	６基目から10基目まで	5,710 円
	11基目から	5,190 円
	100㍑以上 1m^{3}未満の特定設備	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	１基目から５基目まで	8,100 円
	６基目から10基目	4,000 円
	11基目から	3,400 円
ニ. 製造工程制限検査の特定設備（ホを除く。）	内容積100,000m^{3}以上の特定設備	53,800 円に工程の数を乗じた額及び 15,400 円の合計額
	50,000m^{3}以上 100,000m^{3}未満	46,600 円に工程の数を乗じた額及び 15,400 円の合計額
	25,000m^{3}以上　50,000m^{3}未満	40,000 円に工程の数を乗じた額及び 15,400 円の合計額
	10,000m^{3}以上　25,000m^{3}未満	33,000 円に工程の数を乗じた額及び 15,400 円の合計額
	5,000m^{3}以上　10,000m^{3}未満	27,300 円に工程の数を乗じた額及び 13,300 円の合計額

	1,000m^{3}以上　5,000m^{3}未満	21,900 円に工程の数を乗じた額及び 13,300 円の合計額
	500m^{3}以上　1,000m^{3}未満	15,900 円に工程の数を乗じた額及び 9,530 円の合計額
	100m^{3}以上　500m^{3}未満	11,600 円に工程の数を乗じた額及び 5,690 円の合計額
	10m^{3}以上　100m^{3}未満	7,850 円に工程の数を乗じた額及び 3,810 円の合計額
	1m^{3}以上　10m^{3}未満	4,690 円に工程の数を乗じた額及び 2,960 円の合計額
	1m^{3}未満	3,240 円に工程の数を乗じた額及び 1,420 円の合計額
ホ. 製造工程制限検査の特定設備（構成する部品点数が１であるものに限る。）	内容積1m^{3}以上10m^{3}未満の特定設備	3,490 円に工程の数を乗じた額及び 1,020 円の合計額
	1m^{3}未満	2,650 円に工程の数を乗じた額及び 1,020 円の合計額

Ｂ Ａ以外の特定設備検査

区　　分	手　数　料
Ａ以外の特定設備検査	Ａに掲げる額に業務方法書第50条の2の容器等の基準・規格に係る事前評価の手数料額を加算した額

(7) 方法書第40条の特定設備製造業者の登録に係る調査

区　　分	手　数　料
イ. 新規・更新	１件につき 62,000 円に区分の数を乗じた額及び 652,100 円の合計額
ロ. 区分追加	１件につき 62,000 円に区分の数を乗じた額及び 152,400 円の合計額

(8) 方法書第42条の指定設備の認定

区　　分		手数料（設備毎）
イ. ユニット型冷凍装置	冷凍能力3,000ﾄﾝ以上の設備	158,600 円
	1,000ﾄﾝ以上　3,000ﾄﾝ未満	122,200 円
	300ﾄﾝ以上　1,000ﾄﾝ未満	97,800 円
	100ﾄﾝ以上　300ﾄﾝ未満	83,000 円
	20ﾄﾝ以上　100ﾄﾝ未満	60,100 円
ロ. 窒素製造用空気分離装置	処理容積10,000,000m^{3}以上の設備	788,700 円
	1,000,000m^{3}以上　10,000,000m^{3}未満	470,200 円
	500,000m^{3}以上　1,000,000m^{3}未満	310,100 円
	100,000m^{3}以上　500,000m^{3}未満	201,900 円
	25,000m^{3}以上　100,000m^{3}未満	155,900 円
	5,000m^{3}以上　25,000m^{3}未満	124,400 円
	1,000m^{3}以上　5,000m^{3}未満	96,400 円
	200m^{3}以上　1,000m^{3}未満	80,400 円
	100m^{3}以上　200m^{3}未満	48,300 円

(9) 方法書第31条第6項に基づく溶接施工法の承認

区　　分	手　数　料
方法書第31条第６項に基づく溶接施工法の承認	23,200 円

６．証明書等の交付等手数料

(1) 講習修了証等の再交付又は写しの交付

区　　分	手　数　料
イ．写真の貼付を要しないもの	１枚につき　1,140 円
ロ．写真の貼付を要するもの	１枚につき　1,450 円

(2) 方法書第31条第３項から第８項の証明書等及び同副本の交付及び再交付

区　　分	手　数　料
証明書等及び同副本の交付及び再交付	１通につき　873 円

(3) 方法書第39条第３項の特定設備検査合格証の再交付

区　　分	手　数　料
特定設備検査合格証の再交付	１通につき　2,200 円

(4) 方法書第42条第３項の指定設備認定証の再交付

区　　分	手　数　料
指定設備認定証の再交付	１通につき　2,200 円

(5) 方法書第41条の特定設備基準適合証の交付

区　　分		手　数　料
イ．ロ以外の基準適合証		１通につき　7,290 円
ロ．バルク貯槽の基準適合証	１基目から５基目まで	１申請につき　4,370 円
	６基目から	１申請につき　1,450 円

(6) 方法書第41条第２項の特定設備基準適合証の再交付

区　　分	手　数　料
特定設備基準適合証の再交付	１通につき　2,200 円

７．容器証明書書換等手数料

方法書第33条第５項の容器に充てんする高圧ガスの種類又は圧力の変更の措置

区　　分	手　数　料
容器に充てんする高圧ガスの種類又は圧力の変更の措置	１枚又は１個につき　966 円

Ⅱ　方法書第66条第２項に規定する手数料の額は、次のとおりとする。（手数料はすべて消費税込み）

１．受講料

(1) 方法書第21条第１項のポリエチレン管ヒート･フュージョンの施工に係る講習（検定料及び材料費を含む。）

区　　分	手　数　料
ポリエチレン管ヒート・フュージョンの施工に係る講習	44,100 円

(2) 方法書第21条第２項のポリエチレン管エレクトロ･フュージョンの施工に係る講習等

区　　分	手　数　料
イ．ポリエチレン管エレクトロ・フュージョンの施工に係る講習（検定料及び材料費を含む。）	14,600 円
ロ．ポリエチレン管エレクトロ・フュージョンの施工に係る講習に係る修了試験技能試験（材料費を含む。）	12,500 円

(3) 方法書第22条第１項の配管用フレキ管講習

区　　分	手　数　料
イ．配管用フレキ管講習（検定料及び材料費を含む。）	40,600 円
ロ．配管用フレキ管講習に係る修了試験技能試験（材料費を含む。）	36,300 円

(4) 方法書第22条第３項の配管用フレキ管講習修了者の登録

区　　分	手　数　料
配管用フレキ管講習修了者の登録	１件につき　1,830 円
登録証の再交付	１件につき　995 円

(5) 方法書第22条第４項の配管用フレキ管講習実施者の確認

区　　分	手　数　料
配管用フレキ管講習実施者の確認	１件につき　18,100 円

(6) 方法書第23条第１項の液化石油ガスバルク供給受入側保安責任者講習（検定料を含む。）

区　　分	手　数　料	
	会員の場合	非会員の場合
イ．無経験者講習	24,900 円	37,400 円
ロ．経験者講習	8,170 円	12,200 円

(7) 方法書第23条第２項のCE受入側保安責任者講習（検定料を含む。）

区　　分	手　数　料	
	会員の場合	非会員の場合
ＣＥ受入側保安責任者講習	19,300 円	29,000 円

(8) 方法書第26条の冷凍空調施設工事事業所認定関係講習（検定料を含む。）

区　　分		手　数　料
イ．保安確認講習	（イ）フルオロカーボン冷媒	5,860 円
	（ロ）アンモニア冷媒	6,910 円
ロ．付加講習		6,910 円
ハ．無資格者講習（注）	（イ）フルオロカーボン冷媒	13,200 円
	（ロ）アンモニア冷媒	14,200 円
（注）ハの検定合格者については、保安確認講習を含め上記により次の金額が必要となる。 （イ）フルオロカーボン冷媒 無資格者講習受講料　保安確認講習受講料 13,200 円　＋　5,860 円　＝		19,060 円
（ロ）アンモニア冷媒 無資格者講習受講料　保安確認講習受講料 14,200 円　＋　6,910 円　＝		21,110 円

2. 認定等手数料

(1) 方法書第28条の2及び第30条の2の特定認定完成検査･特定認定保安検査実施事業者の認定に係る調査□

A 方法書第28条及び第30条の認定完成検査・保安検査実施者の認定に係る調査（以下「認定調査」という。）と同一の申請区分、同一の申請施設の範囲で同時に申請するものであって、当該認定調査と同時に調査を行うもの（「特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について」の「Ⅰ．４．（２）肉厚測定検査及び開放検査の実施時期の設定」のただし書の適用に係る申請を含まない場合）

区　　分	手　数　料
イ. 特定認定完成検査実施事業者の認定に係る調査	1,252,000 円
施設の追加	502,700 円
ロ. 特定認定保安検査実施事業者の認定に係る調査（連続運転）	1,784,000 円
施設の追加	764,100 円
ハ. 特定認定保安検査実施事業者の認定に係る調査（停止）	1,545,000 円
施設の追加	630,800 円
ニ. イ＋ロの調査	2,427,000 円
ホ. イ＋ハの調査	2,186,000 円
ヘ. ロ＋ハの調査	2,554,000 円
ト. イ＋ロ＋ハの調査	2,959,000 円

B 認定調査と同一の申請区分、同一の申請施設の範囲で同時に申請するものであって、当該認定調査と同時に調査を行うもの（「特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について」の「Ⅰ．４．（２）　肉厚測定検査及び開放検査の実施時期の設定」のただし書の適用に係る申請を含む場合）

区　　分	手　数　料
イ. 特定認定保安検査実施事業者の認定に係る調査（連続運転）	2,109,000 円
施設の追加	1,024,000 円
ロ. 特定認定保安検査実施事業者の認定に係る調査（停止）	1,869,000 円
施設の追加	890,900 円
ハ. （Ａのイ）＋イの調査	2,751,000 円
ニ. （Ａのイ）＋ロの調査	2,510,000 円
ホ. イ＋ロの調査	2,878,000 円
ヘ. （Ａのイ）＋イ＋ロの調査	3,284,000 円

C 「特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について」の「附則２．」に基づき、「Ⅰ．４．（２）　肉厚測定検査及び開放検査の実施時期の設定」のただし書の適用に係る更新申請を行う場合

区　　分	手　数　料
イ. 特定認定保安検査実施事業者の認定に係る更新調査	778,900 円

(2) 方法書第30条の3の認定保安検査実施者の保安検査方法の認定に係る事前評価

区　　分	手　数　料
イ. 認定保安検査実施者の保安検査方法の認定に係る事前評価（ロの場合を除く。）	335,300円
ロ. 認定保安検査実施者の保安検査方法の認定に係る事前評価（現地調査及び委員会審議を必要とする場合）	636,900円

(3) 方法書第28条の3の自主保安高度化事業者の認定に係る調査

区　　分	手　数　料
イ. 自主保安高度化事業者の認定に係る調査（ロを除く。）	1,460,000 円
ロ. 自主保安高度化事業者の認定に係る調査（空気分離装置等のみを有する事業所（※）に限る。）	915,000 円
ハ. 自主保安高度化事業者の開放検査時期設定の認定に係る調査	1,114,000 円
ニ. イ＋ハの調査	2,221,000 円
ホ. ロ＋ハの調査	1,474,000 円

※「空気分離装置等のみを有する事業所」とは、以下に掲げる高圧ガス製造設備のみを有する事業所をいう。
①分解反応や合成反応などの化学反応を伴う設備がない、空気分離装置(深冷分離法･吸着分離法･膜分離法)
②容器に高圧ガスを充塡する設備(充塡所)

(4) 方法書第30条の4の認定高度保安実施者の保安検査方法の認定に係る事前評価

区　　分	手　数　料
イ. 認定高度保安実施者の保安検査方法の認定に係る事前評価（ロの場合を除く。）	336,400 円
ロ. 認定高度保安実施者の保安検査方法の認定に係る事前評価（現地調査及び委員会審議を必要とする場合）	626,200 円

(5) 方法書第43条の多孔質物性能試験

区　　分	手　数　料
多孔質物性能試験	１品種につき　218,700 円

(6) 方法書第45条のCEの移設検査

区　　分		手数料（設備毎）
内容積100,000m^{3}以上の設備		577,100 円
50,000m^{3}以上	100,000m^{3}未満	503,500 円
25,000m^{3}以上	50,000m^{3}未満	434,500 円
10,000m^{3}以上	25,000m^{3}未満	361,400 円
5,000m^{3}以上	10,000m^{3}未満	299,900 円
1,000m^{3}以上	5,000m^{3}未満	242,500 円
500m^{3}以上	1,000m^{3}未満	176,700 円
100m^{3}以上	500m^{3}未満	127,200 円
10m^{3}以上	100m^{3}未満	85,800 円
1m^{3}以上	10m^{3}未満	53,400 円
100㍑以上	1m^{3}未満	37,200 円
10㍑以上	100㍑未満	34,500 円
10㍑未満		22,700 円

(7) 方法書第48条の耐震構造計算プログラム認証

区　　分			手数料（１件につき）
イ. 認証審査	Ａ種認証		554,500 円
	Ｂ種認証	（イ）	721,200 円
		（ロ）	1,439,000 円
ロ. 確認調査			対象設備１区分につき　186,300円 対象設備の区分が１増すごとに、 これに46,300円を加算した額
ハ. 変更審査	Ａ種認証		340,300 円
	Ｂ種認証	（イ）	507,100 円
		（ロ）	1,025,000 円
ニ. 軽微変更審査			166,700 円

※Ａ種認証：旧通商産業省認定プログラム（SEISMIT）と同一の計算方法を用いるもの
　Ｂ種認証（イ）：旧通商産業省認定プログラム（SEISMIT）を一部変更した計算方法を用いるもの
　Ｂ種認証（ロ）：上記以外の計算方法を用いるもの

(8) 方法書第49条の大臣認定試験者に係る事前評価等

区　　分		手　数　料 （１事業所１機器区分につき）
イ. 当該製造事業所が国内にある場合	（イ）新規認定	628,500 円
	（ロ）仕様範囲拡大認定	430,800 円
	（ハ）認定試験者の確認調査	567,200 円
	（ニ）前記(イ)、(ロ)又は(ハ)において、１機器区分増すごとに１機器区分につき	105,200 円
ロ. 当該製造事業所が外国にある場合	（イ）新規認定	562,500 円
	（ロ）仕様範囲拡大認定	345,700 円
	（ハ）認定試験者の確認調査	501,200 円
	（ニ）前記(イ)、(ロ)又は(ハ)において、１機器区分増すごとに１機器区分につき	80,100 円

(9) 方法書第49条の2の冷媒設備の大臣認定試験者に係る事前評価等

区　　分		手数料（１事業所１区分につき）
イ. 当該製造事業者が国内にある場合	（イ）新規認定	657,000 円
	（ロ）拡大認定	444,000 円
	（ハ）認定試験者の確認調査	589,000 円
	（ニ）前記(イ)、(ロ)又は(ハ)において、１区分増すごとに１区分につき	117,000 円

ロ. 当該製造事業者が外国にある場合	（イ） 新規認定 （ロ） 拡大認定 （ハ） 認定試験者の確認調査 （ニ） 前記（イ）、（ロ）又は（ハ）において、１区分増すごとに１区分につき	574,000 円 362,000 円 507,000 円 103,000 円

(10) 方法書第49条の3の冷媒設備の溶接施工法承認、強度試験適用承認及び設計強度確認試験

区　　分		手数料（１個につき）
イ. 溶接施工法承認		25,500 円
ロ. 強度試験適用承認		32,200 円
ハ. 設計強度確認試験	（イ） 申請者が内国事業者の場合 （ロ） 申請者が外国事業者の場合	46,200 円 25,500 円
	（ただし、合格した型式の有効期間内に同一型式を追加申請する場合にあっては、25,500円とする。）	

上記(8)ロ及び(9)ロにおける事業所調査又は(10)ハ（ロ）における試験のための移動に係る人件費（事業所調査日分を除く。）及び旅費として、92,800 円（東南アジア（タイ以東）・東アジア地域にあっては 46,400 円）に出張回数を乗じて得られた額及び当該事業所調査をするため職員が当該申請に係る事業所の所在地に出張するとした場合に当協会旅費規程の規定により支給すべきこととなる旅費の額は、申請者の負担とする。

(11) 方法書第50条の大臣特認に係る特定案件事前評価

区　　分		手数料（１件につき）
イ	強度計算方法	312,800 円
ロ	材　料 構　造 試験検査方法	211,600 円
ハ	強度計算方法、材料 強度計算方法、構造 強度計算方法、試験検査方法 材料、構造 材料、試験検査方法 構造、試験検査方法	419,500 円
ニ	強度計算方法、材料、構造 強度計算方法、材料、試験検査方法 強度計算方法、構造、試験検査方法 材料、構造、試験検査方法	520,700 円
ホ	強度計算方法、材料、構造、試験検査方法	621,900 円
ヘ	強度計算方法（コンピューター計算のためのプログラムについて審査を必要とする場合）	1,016,000 円
ト	包括特認	829,900 円
チ	コンクリート貯槽	1,037,000 円
リ	保安係員の選任	762,500 円
ヌ	上記のいずれにも該当しない場合	211,600 円

(12) 方法書第50条の2の容器等の基準・規格に係る事前評価

区　　分		手数料（１件につき）
イ	強度計算方法	312,800 円
ロ	材　料 構　造 試験検査方法	211,600 円
ハ	強度計算方法、材料 強度計算方法、構造 強度計算方法、試験検査方法 材料、構造 材料、試験検査方法 構造、試験検査方法	419,500 円
ニ	強度計算方法、材料、構造 強度計算方法、材料、試験検査方法 強度計算方法、構造、試験検査方法 材料、構造、試験検査方法	520,700 円

ホ	強度計算方法、材料、構造、試験検査方法	621,900 円
ヘ	強度計算方法（コンピューター計算のためのプログラムについて審査を必要とする場合）	1,016,000 円
ト	包括特認	829,900 円
チ	岩盤貯槽に係るもの	5,710,000 円
リ	公開詳細基準事前評価書の公開に係るもの	906,400 円
ヌ	地震動の評価に係るもの	480,700 円
ル	上記のいずれにも該当しない場合	211,600 円

ただし、
上記(11)及び(12)において、大臣特認に係る特定案件事前評価の案件と容器等の基準・規格に係る事前評価の案件とを一体の案件として取扱う場合における当該両案件の手数料は、大臣特認に係る特定案件事前評価又は容器等の基準・規格に係る事前評価のいずれかとして算定することとする。また、現地評価を必要とする場合の手数料は、上記(11)及び(12)に掲げる額に、現地評価に要する時間に1人1時間あたり 10,100 円を乗じた額を加算した額とする。ここで現地評価に要する時間とは、現地にて評価の実施に要する時間と評価のために事務所と現地評価場所とを往復する時間の合算とする。
上記(12)において、容器等の基準・規格に係る事前評価の複数案件を取りまとめて同一の事前評価申請書で申請する場合（リに掲げるものを除く。）における手数料は、(12)に掲げる額に、取りまとめて申請する当該複数案件数から1を減じた数に 30,500 円を乗じた額を加算した額とする。

(13) 方法書第3条の2の基準の審査

区　　分	手数料（１件につき）
一般詳細基準審査に係るもの	1,023,000 円

(14) 方法書第51条の高圧ガス設備の試験等

区　　分		手　数　料	
イ. 内圧容器等	（イ）（ロ）以外の内圧容器等		
	内容積 500㍑以上	１個につき	12,700 円
	内容積 100㍑以上 500㍑未満		10,100 円
	内容積 10㍑以上 100㍑未満		8,270 円
	内容積 10㍑未満		7,540 円
	（ロ）液化石油ガスバルク貯槽用液面計		
	１申請につき 1～ 5個目	１個につき（※２）	7,540 円
	１申請につき 6～ 10個目		3,770 円
	１申請につき 11～ 50個目		1,880 円
	１申請につき 51～ 100個目		942 円
	１申請につき 101～ 500個目		733 円
	１申請につき 501～ 1,000個目		628 円
	１申請につき 1,001個目以降		523 円
ロ. 圧縮機等	吐出量2,500,000Nm^3／Ｄ以上	１個につき	56,900 円
	500,000Nm^3／Ｄ以上 2,500,000Nm^3／Ｄ未満		41,100 円
	100,000Nm^3／Ｄ以上 500,000Nm^3／Ｄ未満		27,300 円
	25,000Nm^3／Ｄ以上 100,000Nm^3／Ｄ未満		23,500 円
	5,000Nm^3／Ｄ以上 25,000Nm^3／Ｄ未満		20,200 円
	1,000Nm^3／Ｄ以上 5,000Nm^3／Ｄ未満		16,800 円
	200Nm^3／Ｄ以上 1,000Nm^3／Ｄ未満		11,900 円
	200Nm^3／Ｄ未満		7,220 円
ハ. 管類	最　大　呼　び　径	１ユニットにつき（※３）	
	（イ）（ロ）以外の管類		
	250Ａ以上		17,600 円
	200Ａ以上 250Ａ未満		14,900 円
	150Ａ以上 200Ａ未満		13,000 円
	100Ａ以上 150Ａ未満		10,700 円
	50Ａ以上 100Ａ未満		9,950 円
	40Ａ以上 50Ａ未満		8,380 円
	40Ａ未満		6,490 円
	（ロ）管類（複合機器の一部として申請の場合）		
	250Ａ以上		25,100 円
	200Ａ以上 250Ａ未満		21,300 円
	150Ａ以上 200Ａ未満		18,600 円
	100Ａ以上 150Ａ未満		15,400 円
	50Ａ以上 100Ａ未満		14,200 円

	40Ａ以上　50Ａ未満	11,900 円
	40Ａ未満	9,320 円
ニ.弁類	呼　び　径	１ｾｯﾄ につき（※４）
	250Ａ以上	18,000 円
	200Ａ以上　250Ａ未満	15,700 円
	150Ａ以上　200Ａ未満	12,700 円
	100Ａ以上　150Ａ未満	9,320 円
	50Ａ以上　100Ａ未満	8,170 円
	40Ａ以上　50Ａ未満	7,220 円
	40Ａ未満	6,800 円
ホ.継手類（※１）	１ｾｯﾄ につき（※４）	5,230 円
ヘ.複合機器における機器接合	１接合につき（※５）	1,040 円

※１「継手類」は、毒性ガス、圧縮水素スタンド及び移動式圧縮水素スタンドに係る配管の接合に使用するねじ接合継手であって、25A（２圧縮リング型式にあっては10A）以下のものに限る。
※２「個数」は、１日に試験を行う個数をいう。
※３「１ユニット」とは、複合機器の場合にあっては１基、その他の場合にあっては溶接接合により一体となった構造のもの１単位をそれぞれいう。
※４「１セット」とは、同一口径のものであって、100A未満については10ヶ以内、100A以上250A未満については5ヶ以内、250A以上500A未満については2ヶ以内、500A以上については1ヶをそれぞれいう。
※５「接合」の数は、接合の箇所数又は構成機器の数（弁類及び継手類にあってはセット数、管類にあっては口径の種類数）のいずれか小さい数とする。

備考）複合機器１基の場合における手数料額は、機器の種類及びその内容積、吐出量等に応じた手数料額（認定試験者等成績書及び高圧ガス設備試験成績書を受けている機器に係るものを除く。）と、接合の数に 1,040 円を乗じて得た額との和となる。
　従って、複合機器が複数基の場合における手数料額は、１基の手数料額に基数を乗じて得た額となる。ただし、弁類及び継手類のみで構成される複合機器が複数基ある場合にあっては、複合機器１基の手数料額に、弁類の総数に係るセット数を乗じて得た額とする。

(15) 方法書第53条の冷凍空調施設工事事業所の認定

区分		手数料（１事業所につき）
イ.新規認定	（イ）フルオロカーボン冷媒	
	①　冷凍能力３ﾄﾝ以上の冷凍施設	37,100 円
	②　冷凍能力３ﾄﾝ以上20ﾄﾝ未満の冷凍施設（③を除く。）	29,700 円
	③　冷凍能力３ﾄﾝ以上20ﾄﾝ未満の冷凍施設（パッケージ・ユニットのみのもの）	19,000 円
	（ロ）アンモニア冷媒	
	①　冷凍能力３ﾄﾝ以上の冷凍施設	37,100 円
	②　冷凍能力３ﾄﾝ以上20ﾄﾝ未満の冷凍施設（パッケージ・ユニットのみのもの）	19,000 円
	（ただし、イ（イ）とイ（ロ）の区分を同時に申請する場合は、イ（イ）とイ（ロ）の手数料額を合計した額とする。この場合において、イ（イ）又はイ（ロ）に該当する手数料額のうちいずれか低い方の額（同額の場合にあってはイ（ロ）の手数料額）を 13,600 円とする。）	
ロ.更新認定	（イ）フルオロカーボン冷媒	
	①　冷凍能力３ﾄﾝ以上の冷凍施設	28,400 円
	②　冷凍能力３ﾄﾝ以上20ﾄﾝ未満の冷凍施設（③を除く。）	24,700 円
	③　冷凍能力３ﾄﾝ以上20ﾄﾝ未満の冷凍施設（パッケージ・ユニットのみのもの）	14,000 円

	（ロ）アンモニア冷媒 ①　冷凍能力３ﾄﾝ以上の冷凍施設 ②　冷凍能力３ﾄﾝ以上20ﾄﾝ未満の冷凍施設 （パッケージ・ユニットのみのもの）	 28,400 円 14,000 円
	（ただし、次の（ｉ）から（iii）に掲げる二つの区分を同時に申請する場合は、それぞれの区分に該当する手数料額を合計した額とする。この場合において、それぞれ該当する手数料額のうちいずれか低い方の額（同額の場合にあってはロ（ロ）の手数料額）を 13,600 円とする。 （ｉ）ロ（イ）及びロ（ロ） （ii）ロ（イ）及びイ（ロ） （iii）ロ（ロ）及びイ（イ）　）	
ハ.認定の区分変更	（イ）フルオロカーボン冷媒 ①　イ(イ)②からイ(イ)①への変更 ②　イ(イ)③からイ(イ)②への変更 ③　イ(イ)③からイ(イ)①への変更 （ロ）アンモニア冷媒 イ(ロ)②からイ(ロ)①への変更	 11,000 円 11,000 円 22,000 円 22,000 円
	（ただし、次の（ｉ）から（ｖ）に掲げる二つの区分を同時に申請する場合は、それぞれ該当する手数料額を合計した額とする。 （ｉ）ハ（イ）及びハ（ロ）（この場合において、それぞれ該当する手数料額のうちいずれか低い方の額（同額の場合にあってはハ（ロ）の手数料額）を 10,200 円とする。） （ii）ハ（イ）及びイ（ロ） （iii）ハ（イ）及びロ（ロ） （iv）ハ（ロ）及びイ（イ） （ｖ）ハ（ロ）及びロ（イ）　）	
ニ.認定の拡大更新	（イ）フルオロカーボン冷媒 ①　ロ(イ)②とハ(イ)①を同時に申請する場合 ②　ロ(イ)③とハ(イ)②を同時に申請する場合 ③　ロ(イ)③とハ(イ)③を同時に申請する場合 （ロ）アンモニア冷媒 ロ(ロ)②とハ(ロ)を同時に申請する場合	 35,700 円 25,000 円 36,000 円 36,000 円
	（ただし、次の（ｉ）から（vii）に掲げる二つの区分を同時に申請する場合は、それぞれの区分に該当する手数料額を合計した額とする。この場合において、（ｉ）、（ii）、（iii）、（ｖ）及び（vi）にあっては、それぞれ該当する手数料額のうち、いずれか低い方の額（同額の場合にあってはニ（ロ）の手数料額）を 13,600 円とする。 （ｉ）ニ（イ）及びニ（ロ） （ii）ニ（イ）及びイ（ロ） （iii）ニ（イ）及びロ（ロ） （iv）ニ（イ）及びハ（ロ） （ｖ）ニ（ロ）及びイ（イ） （vi）ニ（ロ）及びロ（イ） （vii）ニ（ロ）及びハ（イ）　）	

(16) 方法書第55条の容器所有者に係る氏名等の登録等

区分		手数料（１件につき）
イ.容器所有者に係る氏名等の登録	容器所有本数50,000本以上の者	86,200 円
	10,000本以上　50,000本未満の者	60,200 円
	5,000本以上　10,000本未満の者	42,900 円
	1,000本以上　5,000本未満の者	29,300 円
	100本以上　1,000本未満の者	24,000 円
	100本未満の者	5,020 円
ロ.容器所有者に係る氏名等の登録更新	容器所有本数50,000本以上の者	48,700 円
	10,000本以上　50,000本未満の者	33,700 円
	5,000本以上　10,000本未満の者	24,300 円

	1,000本以上　　5,000本未満の者 100本以上　　1,000本未満の者 100本未満の者	16,700 円 13,000 円 3,770 円

３．証明書等の交付等の手数料

(1) 講習修了証等の再交付又は写しの交付

区　　分	手　数　料
イ.写真の貼付を要しないもの	１枚につき　1,220 円
ロ.写真の貼付を要するもの	１枚につき　1,560 円

(2) 方法書第45条第２項及び第51条第２項の検査合格証等の再交付

区　　分	手　数　料
検査合格証等の再交付	１枚につき　2,400 円

(3) 方法書第55条第２項の登録票の再交付

区　　分	手　数　料
登録票の再交付	１枚につき　2,090 円

(4) 方法書第42条の２第３項及び第42条の３第３項の認定指定設備技術基準適合書の再交付

区　　分	手　数　料
認定指定設備技術基準適合書の再交付	１通につき　2,400 円

（自主業務手数料）

Ⅲ　方法書第67条に規定する手数料の額は、次のとおりとする。（手数料はすべて消費税込み）

1．受講料等

(1)液化石油ガス容器検査所検査主任者等講習（検定料を含む。）

区　　分	手　数　料	
	会員の場合	非会員の場合
液化石油ガス容器検査所検査主任者等講習	8,680 円	13,000 円

(2)冷凍機器溶接士講習（検定料を含む。）

区　　分	手　数　料	
	会員の場合	非会員の場合
冷凍機器溶接士講習	11,800 円	17,800 円

(3)CE保安講習

区　　分	手　数　料	
	会員の場合	非会員の場合
ＣＥ保安講習	6,280 円	8,370 円

(4)特殊材料ガス保安講習

区　　分	手　数　料	
	会員の場合	非会員の場合
特殊材料ガス保安講習	6,280 円	8,370 円

(5)特別冷凍装置検査員講習（検定料を含む。）

区　　分	手　数　料
特別冷凍装置検査員講習	27,500 円

(6)ポリエチレン管講習実施者の確認

区　　分	手　数　料
ポリエチレン管講習実施者の確認	17,400 円

2．検査手数料

(1) ガス事業法に規定する特定ガス工作物の使用前検査

区　　分	手数料（１基につき）
イ．気化装置の工事を伴うもの	81,400 円
ロ．イ.以外のもの	59,100 円

3．検定手数料

(1) 液化石油ガス用ガス漏れ警報器の検定

区　　分		手数料（１件につき）
イ．工場審査		63,200 円
ロ．第１検定	一体型警報器（警報部分離型の本体警報器及び集中式に使用するものを含む。以下同じ。）	78,200 円
	分離型警報器（警報部分離型の本体警報器及び集中式に使用するものを含む。以下同じ。）	
	検知部が１個のもの	78,200 円
	検知部が２個のもの	84,600 円
	検知部が２個を超えるもの	84,600 円に検知部が１個増すごとに6,190 円を加算した額
	警報部分離型 分離警報部	34,000 円
	集中式	

	中継部 電気を供給される方式のもの 外部負荷に電気を供給する回路を有するもの その他 電気を供給されない方式のもの 予備電源付 その他 受信部 １級（地下室等用） ２級（その他共同住宅等用） 吸引式漏えい検知装置 バルク用ガス漏れ検知器	 37,900 円 37,900 円 40,300 円 40,300 円 60,600 円 54,200 円 65,700 円 78,200 円
ハ. 品質保証確認審査	変更があった場合 変更なし又は軽微な変更の場合	63,200 円 42,700 円
ニ. 品質確認検査	一体型警報器 変更があった場合 変更なし又は軽微な変更の場合 分離型警報器 検知部が１個のもの 変更があった場合 変更なし又は軽微な変更の場合 検知部が２個のもの 変更があった場合 変更なし又は軽微な変更の場合 検知部が２個を超えるもの 警報部分離型 分離警報部 変更があった場合 変更なし又は軽微な変更の場合 集中式 中継部 電気を供給される方式のもの 外部負荷に電気を供給する回路を有するもの 変更があった場合 変更なし又は軽微な変更の場合 その他 変更があった場合 変更なし又は軽微な変更の場合 電気を供給されない方式のもの 予備電源付 変更があった場合 変更なし又は軽微な変更の場合 その他 変更があった場合 変更なし又は軽微な変更の場合 受信部 １級（地下室等用） 変更があった場合 変更なし又は軽微な変更の場合 ２級（その他共同住宅等用） 変更があった場合 変更なし又は軽微な変更の場合	 78,200 円 38,600 円 78,200 円 38,600 円 84,600 円 39,500 円 84,600 円に検知部が１個増すごとに6,190 円を加算した額 34,000 円 24,900 円 37,900 円 29,900 円 37,900 円 29,900 円 40,300 円 31,200 円 40,300 円 31,200 円 60,600 円 45,900 円 54,200 円 41,100 円

	吸引式漏えい検知装置 　変更があった場合 　変更なし又は軽微な変更の場合 バルク用ガス漏れ検知器 　変更があった場合 　変更なし又は軽微な変更の場合	 65,700 円 38,100 円 78,200 円 38,600 円
ホ. 第２検定		１個につき
	一体型警報器	24 円
	一体型警報器（誤報防止型）	29 円
	分離型警報器	
	検知部が１個のもの	24 円
	検知部が１個のもの（誤報防止型）	29 円
	検知部が２個のもの	38 円
	検知部が２個のもの（誤報防止型）	45 円
	検知部が２個を超えるもの	警報器１個につき 38 円に検知部が１個増すごとに 11 円を加算した額
	検知部が２個を超えるもの（誤報防止型）	警報器１個につき 45 円に検知部が１個増すごとに 11 円を加算した額
	警報部分離型	
	分離警報部	11 円
	集中式	
	中継部	
	電気を供給される方式のもの	
	外部負荷に電気を供給する回路を有するもの	587 円
	その他	60 円
	電気を供給されない方式のもの	
	予備電源付	683 円
	その他	587 円
	受信部	
	１級（地下室等用）	１回線につき　98 円
	２級（その他共同住宅等用）	１回線につき　73 円
	吸引式漏えい検知装置	1,060 円
	バルク用ガス漏れ検知器	
	一体型（検知部が１個の分離型を含む。）	69 円
	検知部	58 円
ヘ. 予備審査		１件につき、第１検定の区分に応じて、それぞれその手数料に 12,600 円を加算した額 この場合において、分離型警報器については検知部が１個のものの手数料を基礎とする。

(2) 液化石油ガス用ガス漏れ警報器(複合型)の検定

区　　分		手数料（１件につき）
イ. 工場審査		63,200 円
ロ. 第１検定	（イ）疑似信号が用いられるもの	
	一体型警報器	81,800 円
	分離型警報器	
	検知部が１個のもの	81,800 円
	検知部が２個のもの	103,800 円
	検知部が２個を超えるもの	103,800 円に検知部が１個増すごとに 6,620 円を加算した額
	（ロ）疑似信号が用いられないもの	
	一体型警報器	119,800 円
	分離型警報器	
	検知部が１個のもの	119,800 円
	検知部が２個のもの	152,100 円
	検知部が２個を超えるもの	152,100 円に検知部が１個増すごとに 9,710 円を加算した額

ハ. 品質保証確認審査	変更があった場合 変更なし又は軽微な変更の場合	63,200 円 42,700 円
ニ. 品質確認検査	（イ）疑似信号が用いられるもの 一体型警報器 変更があった場合 変更なし又は軽微な変更の場合 分離型警報器 検知部が１個のもの 変更があった場合 変更なし又は軽微な変更の場合 検知部が２個のもの 変更があった場合 変更なし又は軽微な変更の場合 検知部が２個を超えるもの （ロ）疑似信号が用いられないもの 一体型警報器 変更があった場合 変更なし又は軽微な変更の場合 分離型警報器 検知部が１個のもの 変更があった場合 変更なし又は軽微な変更の場合 検知部が２個のもの 変更があった場合 変更なし又は軽微な変更の場合 検知部が２個を超えるもの	 81,800 円 38,700 円 81,800 円 38,700 円 103,800 円 46,500 円 103,800 円に検知部が１個増すごとに 6,620 円を加算した額 119,800 円 39,800 円 119,800 円 39,800 円 152,000 円 47,400 円 152,000 円に検知部が１個増すごとに 9,710 円を加算した額
ホ. 第２検定	（イ）疑似信号が用いられるもの 一体型警報器 分離型警報器 検知部が１個のもの 検知部が２個のもの 検知部が２個を超えるもの （ロ）疑似信号が用いられないもの 一体型警報器 分離型警報器 検知部が１個のもの 検知部が２個のもの 検知部が２個を超えるもの （ハ）警報部と検知部を分けて受検する場合	警報器１個につき 36 円 36 円 43 円 警報器１個につき 43 円に検知部が１個増すごとに 11 円を加算した額 50 円 50 円 68 円 警報器１個につき 68 円に検知部が１個増すごとに 11 円を加算した額 警報部１個につき 24 円 検知部１個につき 32 円

注1: 液化石油ガス用ガス漏れ警報器(複合型)の誤報防止機能を有する型式については、当該警報器(複合型)の手数料と同等とする。

注2: 液化石油ガス用ガス漏れ警報器(複合型)と液化石油ガス用不完全燃焼警報器の検知部を同時に検査申請した場合、液化石油ガス用ガス漏れ警報器(複合型)の手数料は以下のとおりとする。

区分		手数料
第１検定		１件につき
	一体型警報器	81,800 円
	分離型警報器 検知部が１個のもの 検知部が２個のもの 検知部が２個を超えるもの	 81,800 円 89,200 円 89,200 円に検知部が１個増すごとに 6,620 円を加算した額

第２検定		警報器１個につき
	一体型警報器	33 円
	分離型警報器	
	検知部が１個のもの	33 円
	検知部が２個のもの	43 円
	検知部が２個を超えるもの	警報器１個につき 43 円に検知部が１個増すごとに 11 円を加算した額

注3: 警報部(複合型)と液化石油ガス用不完全燃焼警報器の検知部を同時に検査申請した場合、警報部(複合型)の第2検定手数料は以下のとおりとする。

区　　分	手　数　料
疑似信号が用いられるもの	警報部１個につき　4 円
疑似信号が用いられないもの	警報部１個につき　18 円

(3) 液化石油ガス用不完全燃焼警報器の検定

区　　分		手数料（１件につき）
イ. 工場審査		63,200 円
ロ. 第１検定	一体型警報器	78,200 円
	分離型警報器	
	検知部が１個のもの	78,200 円
	検知部が２個のもの	99,400 円
	検知部が２個を超えるもの	99,400 円に検知部が１個増すごとに 6,620 円を加算した額
	検知部	73,600 円
ハ. 品質保証確認審査	変更があった場合	63,200 円
	変更なし又は軽微な変更の場合	42,700 円
ニ. 品質確認検査	一体型警報器	
	変更があった場合	78,200 円
	変更なし又は軽微な変更の場合	38,600 円
	分離型警報器	
	変更があった場合	78,200 円
	変更なし又は軽微な変更の場合	38,600 円
	検知部	
	変更があった場合	73,600 円
	変更なし又は軽微な変更の場合	38,600 円
ホ. 第２検定		警報器１個につき
	一体型警報器	40 円
	分離型警報器	
	検知部が１個のもの	40 円
	検知部が２個のもの	56 円
	検知部が２個を超えるもの	警報器１個につき 56 円に検知部が１個増すごとに 16 円を加算した額
	検知部	検知部１個につき　32 円

(4) 液化石油ガス検知器に係る検定

区　　分		手数料（１件につき）
イ. 型式検定		63,200 円
ロ. 工場審査		63,200 円
ハ. 個別検定	本体	検知器１個につき　1,220 円
	検知部	１個につき　36 円
ニ. 予備検査		90,900 円

(5) 液化石油ガス用ガス漏れ警報器に附属する機器(制御部)の検定

区　　分		手数料（１件につき）
イ. 工場審査		63,200 円
ロ. 第１検定		37,900 円
ハ. 品質保証確認審査	変更があった場合	63,200 円
	変更なし又は軽微な変更の場合	42,700 円
ニ. 品質確認検査	変更があった場合	37,900 円

	変更なし又は軽微な変更の場合	24,600 円
ホ. 第２検定		1個につき
	一体型（入力部が１個の分離型を含む。）	49 円
	入力部（又は出力部）	38 円

(6) 情報表示盤の検定

区　　分		手数料(1件につき)
イ. 工場審査		63,200 円
ロ. 第１検定	親機１個及び子機１個のもの	50,500 円
	親機１個及び子機２個のもの	56,800 円
	親機１個及び子機２個を超えるもの	56,800 円に子機１個増すごとに 6,190 円を加算した額
ハ. 品質保証確認審査	変更があった場合	63,200 円
	変更なし又は軽微な変更の場合	42,700 円
ニ. 品質確認検査	親機１個及び子機１個のもの	
	変更があった場合	50,500 円
	変更なし又は軽微な変更の場合	35,400 円
	親機１個及び子機２個のもの	
	変更があった場合	56,800 円
	変更なし又は軽微な変更の場合	35,800 円
	親機１個及び子機２個を超えるもの	56,800 円に子機１個増すごとに 6,190 円を加算した額
ホ. 第２検定	親機１個及び子機１個のもの	49 円
	親機１個及び子機２個のもの	60 円
	親機１個及び子機２個を超えるもの	1件につき 60 円に子機１個増すごとに 11 円を加算した額

第2検定は、1人1日の検定手数料が 14,700 円未満のときは 14,700 円に切り上げるものとする。

4. 認定・審査等手数料

(1) CE施設保安点検等

区　　分	手　数　料
処理容積 200m^{3}以上の設備	66,000 円
処理容積 200m^{3}未満の設備	36,600 円

(2) LPガスバルク供給用附属機器の型式認定

区　　分	手　数　料
イ. 工場認定	１申請につき　187,300 円
ロ. 型式認定	１型式につき　69,100 円

(3) 小型高圧ガス容器の型式認定

区　　分	手　数　料
イ. 工場認定	１事業所につき　129,900 円
ロ. 型式認定	１型式につき　65,100 円 １型式増すごとに、これに 39,000 円を加算した額

(4) SFE／SFC認定

区　　分		手　数　料
イ. ＳＦＥ／ＳＦＣの装置本体	基本料金 以降、	１システムにつき　101,800 円

	装置本体の台数	１台増すごとに、これに 40,700 円を加算した額
ロ．ＳＦＥ／ＳＦＣで使用されるカラム	基本料金 以降、 カラムの本数	１型式につき　30,500 円 １本増すごとに、これに 1,010 円を加算した額

(5) 検査事業者の認定

区　　分		手　数　料 （１事業者につき）
イ．高圧ガスプラント検査事業者の認定	（イ）新規認定 基本料金（１事業所１認定区分を認定する手数料） 以降、 事業者が認定を申請する事業所 事業者が認定を申請する認定区分 （ロ）再認定 基本料金（１事業所１認定区分を認定する手数料） 以降、 事業者が認定を申請する事業所 事業者が認定を申請する認定区分 （ハ）甲種拡大認定 ①　②以外の場合 基本料金（１事業所又は１認定区分を拡大する手数料） 以降、 事業者が拡大を申請する事業所 事業者が拡大を申請する認定区分 ②　次の認定のいずれかと同時に実施する場合 ・高圧ガスプラント検査事業者の再認定 ・液化石油ガスタンクローリ検査事業者の新規認定又は再認定 事業者が拡大を申請する事業所 事業者が拡大を申請する認定区分 （ニ）乙種拡大認定 ①　②以外の場合 基本料金（１認定区分を拡大する手数料） 以降、 事業者が拡大を申請する認定区分 ②　次の認定のいずれかと同時に実施する場合 ・高圧ガスプラント検査事業者の再認定又は甲種拡大認定 ・液化石油ガスタンクローリ検査事業者の新規認定又は再認定 事業者が拡大を申請する認定区分 （ホ）承継 ①　確認調査を実施する場合 ②　確認調査を実施しない場合	 1,068,000 円 １増すごとに　52,300 円 １増すごとに　52,300 円 を加算した額 754,200 円 １増すごとに　52,300 円 １増すごとに　52,300 円 を加算した額 282,800 円 １増すごとに　52,300 円 １増すごとに　52,300 円 を加算した額 １増すごとに　52,300 円 １増すごとに　52,300 円 を加算した額 157,100 円 １増すごとに　31,400 円 を加算した額 １増すごとに　31,400 円 を加算した額 251,400 円 47,100 円

ロ. 液化石油ガスタンクローリ検査事業者の認定	（イ）新規認定 ① ②以外の場合 ② 高圧ガスプラント検査事業者の認定（新規認定及び再認定に限る。）と同時に実施する場合 （ロ）再認定 ① ②以外の場合 ② 高圧ガスプラント検査事業者の認定（新規認定及び再認定に限る。）と同時に実施する場合 （ハ）承継 ① 確認調査を実施する場合 （ⅰ）（ⅱ）以外の場合 （ⅱ）高圧ガスプラント検査事業者の承継（確認調査を実施する場合に限る。）と同時に実施する場合 ② 確認調査を実施しない場合 （ⅰ）（ⅱ）以外の場合 （ⅱ）高圧ガスプラント検査事業者の承継と同時に実施する場合	 869,500 円 434,700 円 607,500 円 303,700 円 209,500 円 104,700 円 41,800 円 20,800 円
ハ. イ.（イ）及びロ.（イ）の申請に係る検査員1人につき		2,080 円
ニ. 検査員認定		1人につき 5,230 円
ホ. 検査員証更新		1人につき 2,080 円
ヘ. 検査員証再交付		1人につき 2,080 円

(6) LPガス器具等技術審査

区　　分	手数料（1件につき）
イ. 特認事前審査	259,700 円
ロ. 安全性依頼審査	228,300 円
ハ. イ及びロについて審査を要しないもの	82,200 円

(7) 品質システムの審査登録

区　　分		手　数　料
イ. 新規の審査登録料	（イ）申請料	1件につき 73,300 円
	（ロ）基本料金	1件につき 314,200 円
	（ハ）事前現地訪問調査	審査員1人1時間につき 9,420 円
	（ニ）審査料 ※	審査員1人1時間につき 18,800 円
	（ホ）登録証の発行	日本語版1枚につき 10,400 円 英語版1枚につき 20,900 円

ロ. 審査登録の維持料	（イ）登録維持料 （ロ）審査料 ※ （ハ）登録証の発行（内容に変更のある場合）	１年間につき　52,300 円 審査員１人１時間につき 18,800 円 日本語版１枚につき 10,400 円 英語版１枚につき 20,900 円
ハ. 更新の審査登録料		イの新規に準じる。ただし、（イ）の申請料及び（ハ）の事前現地訪問調査は不要。

※　審査料とは、事前調整打合せ、書類審査、審査実行計画作成等の準備作業、現地審査、審査結果説明、是正処理後の確認、報告書作成等をいう。
　事前現地訪問調査、現地審査等のための移動に係る旅費（当協会旅費規程による。）及び人件費（審査員１人１時間につき 9,420 円）は、申請者の負担とする。

(8) 環境マネジメントシステムの審査登録

区　　分		手　数　料
イ. 新規の審査登録料	（イ）申請料 （ロ）基本料金 （ハ）事前現地訪問調査 （ニ）審査料 ※ （ホ）登録証の発行	１件につき　73,300 円 １件につき　314,200 円 審査員１人１時間につき 9,420 円 審査員１人１時間につき 18,800 円 日本語版１枚につき 10,400 円 英語版１枚につき 20,900 円
ロ. 審査登録の維持料	（イ）登録維持料 （ロ）審査料 ※ （ハ）登録証の発行（内容に変更のある場合）	１年間につき　52,300 円 審査員１人１時間につき 18,800 円 日本語版１枚につき 10,400 円 英語版１枚につき 20,900 円
ハ. 更新の審査登録料		イの新規に準じる。ただし、（イ）の申請料及び（ハ）の事前現地訪問調査は不要。

※　審査料とは、事前調整打合せ、書類審査、審査実行計画作成等の準備作業、現地審査、審査結果説明、是正処理後の確認、報告書作成等をいう。
　事前現地訪問調査、現地審査等のための移動に係る旅費（当協会旅費規程による。）及び人件費（審査員１人１時間につき 9,420 円）は、申請者の負担とする。

(9) 労働安全衛生マネジメントシステムの審査登録

区　　分		手　数　料
イ. 新規の審査登録料	（イ）申請料 （ロ）基本料金 （ハ）事前現地訪問調査 （ニ）審査料 ※ （ホ）登録証の発行	１件につき　73,300 円 １件につき　314,200 円 審査員１人１時間につき 9,420 円 審査員１人１時間につき 18,800 円 日本語版１枚につき 10,400 円 英語版１枚につき 20,900 円
ロ. 審査登録の維持料	（イ）登録維持料 （ロ）審査料 ※ （ハ）登録証の発行（内容に変更のある場合）	１年間につき　52,300 円 審査員１人１時間につき 18,800 円 日本語版１枚につき 10,400 円 英語版１枚につき 20,900 円
ハ. 更新の審査登録料		イの新規に準じる。ただし、（イ）の申請料は不要。

※　審査料とは、事前調整打合せ、書類審査、審査実行計画作成等の準備作業、現地審査、審査結果説明、是正処理後の確認、報告書作成等をいう。
　事前現地訪問調査、現地審査等のための移動に係る旅費（当協会旅費規程による。）及び人件費（審査員１人１時間につき 9,420 円）は、申請者の負担とする。

(10) JISHA方式適格OSHMSの認定

区　　分		手　数　料
イ. 新規の審査登録料	（イ）申請料	１件につき　73,300 円
	（ロ）基本料金	１件につき　314,200 円
	（ハ）審査料 ※	審査員１人１時間につき 18,800 円
	（ニ）登録証の発行	日本語版１枚につき 3,300 円 英語版１枚につき 3,300 円
ロ. 審査登録の維持料	（イ）登録維持料	１年間につき　52,300 円
ハ. 更新の審査登録料		イの新規に準じる。ただし、（イ）の申請料は不要。

※　審査料とは、書類審査、審査実行計画作成等の準備作業、現地審査、審査結果説明、是正処理後の確認、報告書作成等をいう。
　事前現地訪問調査、現地審査等のための移動に係る旅費（当協会旅費規程による。）及び人件費（審査員１人１時間につき 9,420 円）は、申請者の負担とする。

５. 証明書等の交付等の手数料

(1) 講習修了証等の再交付又は写しの交付

区　　分	手　数　料
イ. 写真の貼付を要しないもの	１枚につき　1,210 円
ロ. 写真の貼付を要するもの	１枚につき　1,550 円

(2) 冷凍機器溶接士

区　　分	手　数　料
イ. 認定証明書（新規）	１枚につき　8,650 円
ロ. 認定証明書（更新）	１枚につき　7,630 円
ハ. 認定証明書再交付	１枚につき　4,270 円

(3)英文証明書

区　　分	手　数　料
英文証明書	１枚につき　7,530 円

(4)高圧ガス･液化石油ガス資格試験合格証明書

区　　分	手　数　料
高圧ガス・液化石油ガス資格試験合格証明書	１枚につき　1,250 円

(5)検査に係る検査証等の再交付で個別に定めていないもの

区　　分	手　数　料
検査に係る検査証等の再交付で個別に定めていないもの	１枚につき　2,400 円

［参　考］

方法書第65条に規定する手数料の額は、次のとおりとする。
ただし、Ⅰ．試験の手数料については、令和4年度以降の試験からの適用とする。

Ⅰ．試験

1．製造保安責任者試験

区　　分		手　数　料
(1) 甲種化学責任者	書面受付	17,800 円
	インターネット受付	17,300 円
(2) 乙種化学責任者	書面受付	11,600 円※
	インターネット受付	11,100 円※
(3) 丙種化学責任者	書面受付	10,300 円※
	インターネット受付	9,800 円※
(4) 甲種機械責任者	書面受付	17,800 円
	インターネット受付	17,300 円
(5) 乙種機械責任者	書面受付	11,600 円※
	インターネット受付	11,100 円※
(6) 第一種冷凍機械責任者	書面受付	17,800 円
	インターネット受付	17,300 円
(7) 第二種冷凍機械責任者	書面受付	11,600 円※
	インターネット受付	11,100 円※
(8) 第三種冷凍機械責任者	書面受付	10,300 円※
	インターネット受付	9,800 円※

2．販売主任者試験

区　　分		手　数　料
(1) 第一種販売主任者	書面受付	9,000 円※
	インターネット受付	8,500 円※
(2) 第二種販売主任者	書面受付	7,200 円※
	インターネット受付	6,700 円※

3．液化石油ガス設備士試験

区　　分		手　数　料
液化石油ガス設備士試験	書面受付	23,200 円※
	インターネット受付	22,700 円※

Ⅱ．免状の交付等

1．交付

区　　分	手　数　料
(1) 製造保安責任者（甲種化学・甲種機械・第一種冷凍機械）	3,600 円
(2) 製造保安責任者（ (1)を除く。）及び販売主任者	3,400 円※
(3) 液化石油ガス設備士	3,300 円※

2．再交付

区　　分	手　数　料
(1) 製造保安責任者（甲種化学・甲種機械・第一種冷凍機械）	2,550 円
(2) 製造保安責任者（ (1)を除く。）及び販売主任者	2,400 円※
(3) 液化石油ガス設備士	2,300 円※

3．書換（液化石油ガス設備士）

区　　分	手　数　料
書換（液化石油ガス設備士）	1,200 円※

※は、都道府県が手数料条例で定めた手数料の額を示す。